

計画年度
令和 3 年度～
令和 12 年度

山口県における獣医療を提供する体制の
整備を図るための計画書（案）

令和 3 年 2 月

山口県

目 次

ページ

第1 獣医療を取り巻く情勢と獣医療提供体制の整備基本方針	1
1 獣医療を取り巻く情勢	
(1) 食料の生産現場における獣医師の役割	
(2) 噫緊の課題としての産業動物獣医師の確保・養成	
(3) 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり	
2 獣医療提供体制の整備基本方針	3
(1) 産業動物分野及び公務員分野における獣医療の提供体制	
(2) 小動物分野における獣医療の提供体制	
(3) 獣医療に関する技術の向上	
第2 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	5
1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状	
(1) 診療施設	
(2) 主要な診療機器等	
2 診療施設の整備に関する目標	6
(1) 診療施設別の整備目標	
(2) 各地域における診療施設の整備目標	
(3) 小動物診療施設の整備目標	
第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	9
1 計画的な取組が必要と見込まれる地域	
2 地域獣医療の必要性	
(1) 東部地域	
(2) 中部地域	
(3) 西部地域	
(4) 北部地域	
第4 獣医師の確保に関する目標	11
1 獣医師の確保目標	
2 獣医師の確保対策	
(1) 獣医学の確保	
(2) 離職した獣医師の確保	
(3) 労働を巡る環境の改善	
(4) 潜在的人材の確保	

第5	相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	13
1	組織的な家畜防疫体制の確立	
2	診療施設・機器の効率的利用	
3	獣医療情報の提供システムの整備	
4	衛生検査機関との業務の連携	
5	診療効率の低い地域に対する診療の提供	
第6	診療上必要な技術の修得その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項	15
1	臨床研修等	
(1)	産業動物分野	
(2)	公務員分野	
(3)	小動物分野	
2	高度研修	
(1)	産業動物分野	
(2)	公務員分野	
(3)	小動物分野	
3	生涯研修等	
第7	その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	17
1	行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	
2	飼育者の衛生知識の啓発・普及等	
(1)	産業動物分野及び公務員分野	
(2)	小動物分野	
3	広報活動の充実	
4	取組内容の見直し	

第1 獣医療を取り巻く情勢と獣医療提供体制の整備基本方針

1 獣医療を取り巻く情勢

本県の獣医療は、飼育動物の診療や保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に成果を上げてきた。

一方、近年の獣医療を取り巻く状況には著しい変化がみられ、高病原性鳥インフルエンザ（以下「H P A I」という。）、豚熱、口蹄疫の国内発生や国際的な懸念となっている薬剤耐性菌の増加は、畜産物の安定供給や食品の安全性の確保に対する考え方について再検討を行う契機となっている。

さらに、生活の質が向上して価値観が多様化する中で、安全で良質な畜産物の安定供給とともに、動物の愛護や適正な飼養に関する意識の向上に伴う飼育責任への認識が広がり、いわゆるチーム獣医療の提供体制の整備を図るために、動物看護職の技能・知識を高位平準化するための取組が進められ、資格の統一が図られた。これを踏まえ、令和元年6月に愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）が制定され、愛玩動物看護師が国家資格化された。引き続き、消費者や飼育者からの期待に応えるため、国民生活における獣医療の適切な確保と質の向上を推進し、獣医師がその専門的知識や技術を發揮して職務責任を果たしていくことが重要であり、このための獣医療に携わる関係者の一層の努力が必要となっている。

（1）食料の生産現場における獣医師の役割

国内でH P A Iや豚熱、口蹄疫が発生し、畜産農家の経営が脅かされるとともに、安全で良質な畜産物の安定供給に対して、消費者の大きな関心が注がれている。獣医師は、日頃の飼養衛生管理の指導をはじめ、家畜伝染病の発生時には家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき的確な診断と防疫対応を担うほか、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、その他の畜産関係法令の規定においても重要な役割を担っており、食品の安全性向上や畜産振興を図る上で、これらに的確に対応できる獣医師の確保・養成が期待されている。

このような状況において、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」や、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき策定された「山口県酪農・肉用牛生産近代化計画」を踏まえた畜産振興が図られる中、獣医師は適切な獣医療の提供を通じて、家畜の伝染性疾病の発生予防や的確な防疫措置、家畜改良、飼養管理の改善等による生産性向上や省力化等による畜産の生産基盤強化をサポートし、さらに産業動物獣医師等の養成や診療技術の高位平準化を図ることにより、安全な畜産物の安定供給に寄与することが求められている。

また、畜産農家の飼養規模が拡大する中で、これまでの養豚や養鶏経営に加え、酪

農・肉用牛経営においても群単位での管理形態が普及しつつあり、予防衛生に基づく生産獣医療の提供に対する要請が高まっている。このため、獣医師に対して、従来の個体診療に加え、伝染性疾病の予防や食品安全、農場の収益性向上につながる農場単位や群単位での管理に適した飼養衛生管理の指導や集団管理衛生技術等の提供、さらには、農場H A C C P等の考え方の導入・普及など、幅広い獣医療の提供が要請されるようになっている。

(2) 噫緊の課題としての産業動物獣医師の確保・養成

畜産業は、これまでの獣医師を含めた関係者の努力により、本県農業の基幹部門へと成長を遂げてきたが、一方で産業動物に対する獣医療の提供面においては、産業動物を対象に診療を行う獣医師（以下「産業動物臨床獣医師」という。）及び県に所属し、主に家畜衛生行政に従事する獣医師（以下「公務員獣医師」という。また、産業動物臨床獣医師と合わせて「産業動物獣医師」という。）の確保が困難な状況となっている。

このような中、将来的に獣医療が必要となる地域に確実に獣医療を提供することが求められている。特に、家畜伝染病発生時の防疫対応や疫学調査、飼養衛生管理基準の指導等を含む家畜伝染病予防法に係る業務の多様化に加えて、農場H A C C Pに係る指導等の新たな業務の需要が高まっており、これらの業務を担う産業動物獣医師に対する社会的ニーズが益々高まっている。

このため、今後とも安全で良質な畜産物を安定的に提供していくためには、産業動物獣医師の確保・養成が喫緊の課題となっている。

(3) 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり

犬、猫等の家庭で飼育する小動物については、県民の動物愛護に対する更なる意識向上等に伴い、県民生活における位置付けは益々向上している。

このような中で、飼育者の求める獣医療の内容は複雑化、多様化しているが、動物福祉や人獣共通感染症対策の観点から、飼育者自身の適切な飼育と飼育責任についての意識を高める必要性がある。

このような飼育者や社会的ニーズに応えるため、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、動物に対する総合的な保健衛生指導及び適切な飼育の推進に関する普及・啓発や、小動物分野を中心に抗体医薬、核医学等の最先端医療技術や高度な医療機器を使用した最新の診断・治療・予防技術の獣医療現場への導入が求められている。特に、小動物分野では、獣医師による高度かつ多様な診療技術のみならず、飼育者に十分なインフォームドコンセントを得ながら診療を進めるなど、飼育者の意向も総合的に勘案した獣医療の提供が求められており、このためには、獣医師と愛玩動物看護師を含めた動物の看護に従事する者との連携によるいわゆるチーム獣医療の提供の必要性が高まってきた。

また、高度な獣医療の提供については、畜産業の現場からも経営安定や生産性向上を図る観点から、最新技術の積極的な導入が要請されており、I C T技術等を活用し

た飼養管理や超音波画像診断装置による診断など、飼養管理や獣医療に関する技術普及の必要性が高まっている。さらに、牛、豚等の産業動物分野では、家畜人工授精師や削蹄師等の獣医療に関する他分野の専門職との連携をさらに進める必要がある。

2 獣医療提供体制の整備基本方針

本県の獣医療が、今後とも畜産業の健全な発展、動物の保健衛生、公衆衛生及び食品の安全性の向上に寄与していくため、また、将来的にも社会的ニーズに応え得るよう獣医療を提供する体制の整備を図ることとする。

(1) 産業動物分野及び公務員分野における獣医療の提供体制

本県の畜産業は、飼養規模が拡大する中、家畜改良による個体能力の向上や受精卵移植技術等により、技術面からも生産基盤の強化が推進されている。このような中、産業動物臨床分野及び公務員分野への獣医師の新規参入の減少、産業動物臨床獣医師の高齢化に加え、家畜疾病の複雑化・多様化、事前対応型の防疫体制の確立、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化、生産者が求める飼養衛生管理技術の向上のための指導等が課題となっている。

このような課題に対応するため、今後の獣医療を提供する体制の整備を推進するに当たっては、産業動物獣医師がH P A I、豚熱等の家畜伝染病の防疫や食品の安全確保に重要な役割を担っていることを十分に認識し、より的確で効率的な獣医療の提供体制を確保していくことを基本とする。

(2) 小動物分野における獣医療の提供体制

小動物分野の獣医療においては、飼育者から良質かつ適切な獣医療技術の提供と、より高度かつ広範な診療技術の提供、丁寧かつ的確な診療内容の説明及び保健衛生指導が求められており、県民生活における小動物の位置付けが家族の一員となっている状況等を背景に、この傾向は今後も継続するものと考えられる。したがって、小動物分野においては、飼育者のニーズに適切に対応した獣医療が提供できるよう、診療技術の修得体制及び保健衛生指導の充実を図る。

さらに、愛玩動物看護師法の成立により、小動物診療において獣医師及び愛玩動物看護師が担う業務の適切な役割分担を通じたいわゆるチーム獣医療提供体制の充実が期待されることから、体制整備に向けた獣医師と愛玩動物看護師の連携強化を図る。

(3) 獣医療に関する技術の向上

獣医療に関する社会的ニーズに対応するため、H P A I、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に役立つ新しい診断技術等の修得と普及に努める。

また、情報通信技術等の活用を推進し、家畜保健衛生所の獣医師等による飼養衛生

管理の確認・指導等を効率的に実施できる環境整備を図ることとする。

第2 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

(1) 診療施設

各地域における診療施設の開設状況は、次のとおりである。 (単位 力所)

地域	診療施設数	内容(開設主体の種類別内訳)							
		公的機関		産業動物				小動物	
		県	市町	農業協同組合	農業共済組合	産業動物(法人)	産業動物(個人)	小動物(法人)	小動物(個人)
東部	47	4	2	0	1	1	3	4	32
中部	77	7	1	0	1	3	9	7	49
西部	40	2	1	2	1	2	6	4	22
北部	7	2	0	0	1	0	0	3	1
合計	171	15	4	2	4	6	18	18	104
		19		30				122	

資料：獣医療法第3条の届出（令和2年11月現在） 「往診診療者等」を含む

(2) 主要な診療機器等

産業動物診療施設における施設整備状況は表1、主要な診療機器整備状況は表2のとおりである。

表1 施設の整備状況（令和2年11月）

(単位 力所)

地域	開設主体	県	市町	農業協同組合	農業共済組合	産業動物(法人)	産業動物(個人)	小動物(法人)	小動物(個人)
東部	検査室	1	2	0	1	0	0	4	23
	手術室	0	2	0	0	0	2	4	25
	解剖室	1	1	0	0	0	0	1	0
中部	検査室	3	1	0	1	1	4	4	28
	手術室	1	1	0	0	1	0	4	37
	解剖室	1	1	0	0	1	1	0	0
西部	検査室	0	1	0	1	1	1	4	21
	手術室	0	0	0	0	0	1	3	20
	解剖室	1	0	0	0	1	0	0	0
北部	検査室	0	0	0	1	0	0	3	0
	手術室	0	0	0	0	0	0	2	1
	解剖室	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	検査室	4	4	0	4	2	5	15	72
	手術室	1	3	0	0	1	3	13	83
	解剖室	4	2	0	0	2	1	1	1

表2 診療機器の整備状況（令和2年11月）

(単位 力所)

地域	開設主体	県	市町	農業協同組合	農業共済組合	産業動物(法人)	産業動物(個人)	小動物(法人)	小動物(個人)
東部	血液生化学分析装置	1	1	0	1	0	1	3	25
	超音波画像診断装置	0	1	0	1	0	0	3	20
	エックス線装置	0	1	0	0	0	1	3	27
中部	血液生化学分析装置	3	1	0	1	1	1	4	36
	超音波画像診断装置	3	0	0	1	1	3	3	37
	エックス線装置	1	1	0	0	1	0	4	37
西部	血液生化学分析装置	1	1	0	1	1	0	4	16
	超音波画像診断装置	0	0	0	1	0	0	2	15
	エックス線装置	0	1	0	0	0	0	3	20
北部	血液生化学分析装置	1	0	0	1	0	0	3	1
	超音波画像診断装置	1	0	0	1	0	0	3	0
	エックス線装置	0	0	0	0	0	0	2	1
合計	血液生化学分析装置	6	3	0	4	2	2	14	78
	超音波画像診断装置	4	1	0	4	1	3	11	72
	エックス線装置	1	3	0	0	1	1	12	85

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 診療施設別の整備目標

現状の診療施設・機器の整備状況や農業関係団体等の診療施設の統廃合等を踏まえ、疾病の発生状況や今後の家畜の飼養見通しなどを勘案して、基幹的診療施設をはじめとした各々の診療施設の機能を十分に發揮させることにより、診療の高度化を推進することとする。

また、家畜保健衛生所、農業関係団体及び大学等の診療施設は、各施設の診療機器の整備状況を勘案し、相互の連携・協力により、効率的な診療機器等の整備が行われるよう配慮する。

ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所は、地域の家畜衛生指導に関する中枢機関として、家畜伝染病の発生予察による防疫及び衛生管理や、家畜飼養実態に応じた獣医療の提供に必要な検査機器等の整備を図る。

特に、H P A I 等家畜伝染病の発生に伴い、緊急的な防疫措置が必要とされる場合に備え、初動防疫に必要な資機材等の整備を図る。

イ 病性鑑定施設

病性鑑定施設は、家畜伝染病の迅速かつ的確な診断と畜産物の安全性を確保するため、病性鑑定機能の充実・強化や検査能率の向上に必要な検査施設・機器等の整備を図る。

ウ 農業共済組合

山口県農業共済組合（以下「N O S A I」）は、県内全域を対象とした総合的な産業動物診療施設及び各地域における中核的診療施設として、地域の家畜飼養実態に応じた診療機器等の整備と合わせて、診療施設間の機能分担や業務連携の強化を推進する。

なお、迅速かつ的確な獣医療の提供を行う高度な診療に必要な機器等の整備については、獣医療法第 15 条の規定に基づく農林漁業金融公庫の資金活用等を図る。

エ 農業協同組合

酪農農業協同組合（以下「酪農農協」）は、中部地域及び西部地域においてN O S A I と連携して診療を行っており、引き続きN O S A I との機能分担や業務連携を図っていく。

また、養鶏農業協同組合（以下「養鶏農協」）は、現状の診療体制を維持するとともに、特に伝染性疾病の診断については、家畜保健衛生所との連携強化に努め、検査機器等の効率的な利用を図っていく。

オ 個人開業

産業動物に携わる個人開業診療施設は、家畜保健衛生所、N O S A I 及びその他の獣医療関連施設の活用を促進するとともに、過剰な投資とならないよう必要な施設や機器等の整備は、獣医療法第 15 条の規定に基づく農林漁業金融公庫の資金活用等を図る。

(2) 各地域における診療施設の整備目標

ア 東部地域

肉用牛及び乳用牛の診療は、地域の中央部に設置されているN O S A I の診療施設

により広域診療が行われている。また、肉用牛・養豚複合農場が設置した診療施設では、農場専属の獣医師が診療を行っている。

今後、NOSAIの診療施設等において、診療の効率化等に向けた計画的な診療・検査用機器の整備により、機能の充実を図っていく。

また、伝染性疾病については、家畜保健衛生所との連携強化による検査用機器等の効率的利用を図り、早期発見に努める。

イ 中部地域

肉用牛及び乳用牛の診療は、主にNOSAIの診療施設が行い、一部の乳用牛は、酪農農協の獣医師が行っている。また、採卵・肉用鶏については、一部の農場で専属獣医師が診療を行っている。

今後、診療の中心を担っているNOSAIの診療施設等において、診療の効率化等に向けた計画的な診療・検査用機器の整備により、機能の充実を図っていく。

また、伝染性疾病については、家畜保健衛生所との連携強化による検査用機器等の効率的利用を図り、早期発見に努める。

ウ 西部地域

肉用牛及び乳用牛の診療は、主にNOSAIの診療施設が行い、一部の乳用牛は、酪農農協の獣医師が行っている。また、肉用鶏の診療は、養鶏農協の診療施設が対応している。当地域は、肉用牛、乳用牛及び肉用鶏、採卵鶏の飼養が盛んな地域であることから、NOSAI、酪農農協、養鶏農協の各診療施設及び家畜保健衛生所が連携に努め、診療の効率化等に向けた診療・検査用機器の計画的な整備等により、機能の充実を図っていく。

また、伝染性疾病については、家畜保健衛生所との連携強化による検査用機器等の効率的利用を図り、早期発見に努める。

エ 北部地域

肉用牛及び乳用牛の診療は、NOSAIの診療施設が実施しており、疾病に的確に対応するための計画的な診療・検査用機器の整備を図っていく。

また、伝染性疾病については、家畜保健衛生所との連携強化による検査用機器等の効率的利用を図り、早期発見に努める。

(3) 小動物診療施設の整備目標

小動物診療施設については、専門的かつ高度な獣医療の提供が求められていることから、他の民間検査施設の利用等により、過剰な設備投資とならないよう配慮しながら、必要な施設及び検査機器等の整備を進めていくことが望まれる。

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

診療施設の整備に関する目標及び獣医師の確保に関する目標を達成するために計画的な取組みが必要と見込まれる地域は、次のとおりとする。

1 計画的な取組が必要と見込まれる地域

(令和2年11月)

地 域	地域の市町名
東部地域 5市5町	下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町
中部地域 5市	宇部市、山口市、防府市、美祢市、山陽小野田市
西部地域 2市	下関市、長門市
北部地域 1市1町	萩市、阿武町

2 地域獣医療の必要性

(1) 東部地域

混住化により畜産農家の点在化が進む中で、大規模な肉用牛や養豚経営が行われている。肉用牛の診療は、NOSAIの診療施設によって広域診療が行われ、豚の診療は、農場の診療施設が行っており、疾病に的確に対応するため、家畜保健衛生所と連携した獣医療の提供を推進する必要がある。

(2) 中部地域

中山間部において、肉用牛、乳用牛及び採卵鶏の飼養が盛んに行われている。当地域には、国立大学法人山口大学、中部家畜保健衛生所及び病性鑑定室、農林総合技術センター、NOSAIといった各機関の中核的役割を果たす機関が立地しており、関係機関の連携強化により、充実した獣医療の提供を推進する必要がある。

(3) 西部地域

県内の中でも最も畜産が盛んな地域であり、各畜種とも飼養頭羽数が多く、特に乳用牛及び肉用鶏は県内の主要産地となっている。当地域の診療は、肉用牛及び乳用牛は、NOSAI及び酪農農協が中心となって実施し、肉用鶏については、養鶏農協の診療施設が実施しており、診療施設及び家畜保健衛生所が連携した獣医療の提供を推進する必要がある。

(4) 北部地域

農山村部が多く畜産農家は減少して点在化が進んでいるが、大型の酪農経営や肉用牛経営が営まれている。当地域の診療は、NOSAIの診療施設が実施しており、疾

病に的確に対応するため、家畜保健衛生所と連携した獣医療の提供を推進する必要がある。

第4 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

令和12年度を目標とする産業動物診療獣医師及び公務員獣医師数は、次のとおりとする。
(単位 人)

地 域	令和3年1月 現在の獣医師 数 (A)	令和12年度 における 獣医師の 確保目標 (B)	令和12年度 までに退職・ 廃業が想定 される 獣医師数 (C)	令和12年度 推定獣医師数 (A - C) (D)	令和12年度 までに確保 すべき 獣医師数 (B - D) (E)
東部地域	9	9	4	5	4
中部地域	15	15	7	8	7
西部地域	15	16	6	9	7
北部地域	7	8	3	4	4
山口県職員	117	117	23	94	23
合 計	163	165	43	120	45

2 獣医師の確保対策

産業動物獣医師の確保が困難な状況となっている原因の一つとして、獣医師数自体が不足している状況にはないものの、産業動物分野へ就業を希望する獣医系大学の学生が直近の調査では2割程度と少ないことが考えられる。このため、獣医系大学の学生が産業動物臨床分野や公務員分野に触れる機会の提供及びこれらの分野への就業・定着を図る取組を推進することに加え、育児等で離職した獣医師や定年で退職した獣医師等、最前線で活躍した経験を持つ獣医師を業務内容に応じて登用するなどの、人材の有効活用を推進する。

(1) 獣医学生の確保

獣医学生に対して、家畜保健衛生所やN O S A I 等の診療施設での臨床実習、健康福祉センターでの食品衛生検査及び動物愛護センターでの啓発活動等の体験を通じて、業務内容の理解を深めるインターンシップを積極的に受け入れるとともに、参加者に対して、国の臨床実習等支援事業や山口県獣医師職員確保インターンシップ事業を活用した交通費や宿泊費の一部助成を継続する。

また、獣医系大学を訪問し、業務内容及び職員採用案内等を行い、公務員獣医師の業

務内容の理解醸成を促すとともに、就職後も山口大学大学院へ進学し、働きながら専門分野の研究や論文執筆が継続でき、学位取得も可能な環境であることなど山口県独自のアピールポイントを紹介し、県内就業を誘導する。

併せて、こうした情報は、獣医系大学等関係機関に積極的に提供するとともに、県や県獣医師会のホームページなどで紹介する。

さらに、産業動物診療獣医師や家畜衛生及び公衆衛生に関する指導業務等に従事する県獣医職員を確保するため、将来こうした分野への就業を希望する獣医学生を対象とした山口県獣医学生修学資金貸付事業を活用した就業を促進する。

(2) 離職した獣医師の確保

新規就業後に早期に離職する者が一定程度存在する一方で、産業動物以外の分野から産業動物臨床分野や公務員分野へ就業する獣医師も存在することから、離職者に対する産業動物分野への就業誘導に取り組む。具体的には、採用年齢を緩和するとともに、職員採用情報を各都道府県獣医師会等へ提供するとともに、関係機関のホームページ等を活用して広く発信する。

また、離職した獣医師に対する就業誘導にあたっては、就職後に専門知識や技術を学ぶための研修等が充実しているなどの受け入れ環境を積極的に紹介し、新たな業務に対する不安解消等に努める。

(3) 労働を巡る環境の改善

近年では、女性獣医師の新規就業が増加していることや働き方改革に対応する必要があることから、雇用者は獣医師の過重労働を回避するよう努めるとともに、男女ともに産休や育休が取得しやすく、長期にわたって育休等を取得していた女性が復職しやすい環境整備を整える。また、定年退職後も就業意欲を有する獣医師が多くいることから、再任用や非常勤職員としての採用等、様々な世代やライフステージの獣医師が活躍できる環境整備を推進する。

(4) 潜在的人材の確保

家畜伝染病発生時等の獣医師の緊急確保が必要となる場合に備え、平時から公務員獣医師退職者等の潜在的人材を確保しておくとともに、家畜防疫に関する技術・知識や防疫作業の内容について、産業動物獣医師に限らず、小動物分野等に従事する獣医師を対象とした研修や演習の機会を確保していく。

第5 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

獣医療関連施設については、効率的な診療体制の整備を図るため、N O S A I 、家畜保健衛生所及び山口大学等が有する機能及び業務の一層の連携強化を図るものとする。

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所は、地域の防疫活動拠点として、民間獣医師や畜産農家等と連携した家畜伝染病及び新疾病に対するサーベイランス体制の強化や飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等によって、平時から家畜の伝染性疾患に対する防疫体制の整備を推進する。また、大規模な家畜伝染病の発生に対する危機管理体制の再点検・強化のため、家畜防疫員の確保や民間獣医師等の防疫活動への支援、公務員獣医師退職者等の潜在的人材の確保、診療施設間の連絡・応援体制及び発生都道府県への家畜防疫員等の派遣について、地域獣医師や関係団体等と連携した体制整備を図る。

このため、県域及び各地域における家畜防疫に関する会議や家畜防疫演習等を通じて連携強化を図っていく。

2 診療施設・機器の効率的利用

迅速かつ的確な診療を実施するため、N O S A I や山口大学等の診療施設及び家畜保健衛生所が所有する診療機器等については、当該施設間の一層の連携・協力により、診療獣医師等が円滑に利用できるよう体制整備を促進する。

また、家畜保健衛生所における畜産農家への家畜衛生情報の提供や飼養衛生管理等の確認・指導等を効率的に行うため、情報通信技術等の活用を推進する。

3 獣医療情報の提供システムの整備

各診療施設の機能が十分に発揮されるよう、診療獣医師、農業関係団体、家畜保健衛生所、山口大学及び民間診療施設等の獣医療関連機関相互の情報交換を促進する。

また、抗体検査、遺伝子検査等の衛生検査結果や薬剤耐性菌の浸潤状況の調査結果、食肉衛生検査結果等の情報を診療や保健衛生指導に活用するため、獣医療情報の提供システムの整備を推進する。

4 衛生検査機関との業務の連携

規模拡大が進んだ畜産経営に対する集団管理衛生技術の指導については、環境衛生、飼養衛生、血清診断等の総合的かつ高度な専門技術を必要とするため、特殊な機器や施

設を必要とするものは、家畜保健衛生所や民間検査機関等の衛生検査機関との業務連携によって対応していく。

5 診療効率の低い地域に対する診療の提供

診療施設の廃止や地域の家畜飼養状況の変化等により、診療の提供が困難となる地域や診療効率の低い地域が発生する場合は、近隣の診療施設からの診療提供等により、無診療地域の解消や診療効率の向上に努める。

また、I C T 等先進技術が大きく進展する中、遠隔地等における診療の効率化を図るため、情報通信機器等を活用した新たな診療方法等について検討していく。

第6 診療上必要な技術の修得その他獣医療に関する技術の向上に関する事項

1 臨床研修等

(1) 産業動物分野

臨床現場における実践的な獣医療技術はもとより、関連法令、食品の安全性確保、家畜伝染病発生時の防疫措置を含む家畜衛生、公衆衛生及び畜産関連産業等に関する知識・技術の修得を図るため、県獣医師会、山口大学及びN O S A I 等が連携して診療分野に就業する獣医師を対象とした臨床研修を実施していく。

(2) 公務員分野

家畜衛生、畜産関連産業及び公衆衛生、動物愛護管理等に携わっていく上で必要な知識・技術の修得を目的とした技術研修や講習会等への参加を促進する。

また、飼養衛生管理基準の指導や防疫措置の円滑な実施のため、家畜保健衛生所のみならず、産業動物臨床獣医師や農林水産分野以外の公務員獣医師等も対象とした研修や演習を実施していく。

特に、H P A I 等家畜伝染病の大規模な発生を想定して、県や市町、関係機関及び民間獣医師等が一体となった連絡体制や防疫体制の整備と合せて、消費者やマスコミへの対応等についての防疫演習等を実施し、関係者の訓練と意識向上を図る。

(3) 小動物分野

県獣医師会等においては、新規獣医師に必要な実践的な診療技術の修得や飼育者とのコミュニケーション能力の向上に加え、実務上求められる法令遵守や職業倫理、動物福祉の重要性等を再認識させる研修を実施していく。

2 高度研修

(1) 産業動物分野

県獣医師会等においては、診療獣医師を対象に、集団管理衛生技術や高度診療機器による診断・治療技術等の修得を目的とした技術研修や学会等への積極的な参加を促進する。

(2) 公務員分野

県においては、国や中央団体等が開催する講習会へ参加するとともに、修得した知識・技術を地域の獣医師へ伝達することにより、獣医師全体の技術向上を推進する。

(3) 小動物分野

県獣医師会等においては、専門性の高い獣医療技術の修得を目的とした技術研修や、学会、研修会、講習会等への参加を促進する。

3 生涯研修等

診療獣医師が日進月歩する獣医療技術及び海外悪性伝染病、新興・再興感染症等に関する知識・技術を適時適切に取り入れることにより、社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、獣医師会等が開催する研修会等への参加や関連する教材等の利用を促進する。

遠隔地等に勤務する獣医師については、情報通信機器等を活用した研修を促進するとともに、離職・休職中の獣医師を対象とした技術研修への参加を促進する。

第7 その他獣医療を提供する体制の整備に關し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

行政分野においては、地域の獣医療の状況を十分に把握するとともに、監視指導体制の整備や獣医療に関する相談窓口の明確化等を図る。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野及び公務員分野

県や県畜産振興協会等においては、自衛防疫活動の強化をはじめとして、産業動物の飼育者に対する家畜衛生や、食品の安全性の向上に関する知識・技術の一層の啓発・普及に努め、品質面、安全面及び価格面で優れた畜産物を生産するための農場HACCP等の普及を促進する。

(2) 小動物分野

県獣医師会等においては、小動物の適切な健康管理を図るため、飼育者に対する衛生知識の啓発・普及や健康相談活動を促進するとともに、獣医師によるインフォームド・コンセントの徹底、獣医療相談窓口の設置、診療施設の専門化・機能分担、夜間・休日における診療体制の整備に関する合意形成等により、適切な獣医療の提供のために必要な条件整備を促進する。

また、学校飼育動物の保健衛生指導や野生動物の保護・救済等による社会貢献を推進する。

3 広報活動の充実

県や県獣医師会等のホームページの充実により、家畜衛生情報や獣医療に関する広報活動を強化し、獣医療の果たす役割についての県民の理解醸成や飼育者に対する衛生知識の啓発・普及に努める。

また、獣医療を適正に提供するため、夜間・休日に診療を提供する診療施設や専門性の高い診療技術を提供する二次診療施設等に関する広報活動を促進する。

4 取組内容の見直し

本計画の達成を図るため、取組状況や達成状況を把握し、必要な場合は取組内容の見直しを検討するものとする。